



下呂市立小坂老人保健施設運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市告示第103号

下呂市立小坂老人保健施設運営規程の一部を改正する規程

下呂市立小坂老人保健施設運営規程(令和6年下呂市告示第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(サービス費用等) 第7条 (略) 2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。 (1) 食事の提供に要する費用 朝食1食につき <u>470円</u> 昼食1食につき <u>690円</u> 夕食1食につき <u>640円</u> (2) 居住に要する費用 従来型個室1日につき <u>1,850円</u> 多床室1日につき <u>600円</u> (3) (略) 3～7 (略)	(サービス費用等) 第7条 (略) 2 施設は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができるものとする。 (1) 食事の提供に要する費用 朝食1食につき <u>440円</u> 昼食1食につき <u>650円</u> 夕食1食につき <u>610円</u> (2) 居住に要する費用 従来型個室1日につき <u>1,730円</u> 多床室1日につき <u>440円</u> (3) (略) 3～7 (略)

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。